

ジャーナリストの安全のための国の枠組みに関する説明書

2024/01/08

国連人権高等弁務官事務所

ジャーナリストの安全のための国の枠組みに関する説明書が公表された。この説明書は、枠組み作成における優れた事例を特定するために、人権高等弁務官事務所が国際開発研究大学院に委託した研究成果を基礎にしている。そして、枠組み作成の指針とすべき主要原則(国別のアプローチ、強力な政治的支援、人権に基づくアプローチ、参加型アプローチ、ジェンダーに基づくアプローチ、戦略的アプローチ、現場に根差したアプローチ、持続可能なアプローチ)について説明している。さらに、効果的な国の保護枠組みの要素である防止・保護・訴追について詳述している。PDF版は以下のとおり。
<https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/issues/journalists/ressources/briefer-national-protection-frameworks-safety-journalists-digital.pdf>.

人権理事会 議長を選出

2024/01/10

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は、第 18 代議長にモロッコの Omar Zniber さん(国連ジュネーブ事務所モロッコ常駐代表)を選出した。選挙は全理事国 47 か国による無記名投票で行われ、結果は、Zniber さん 30 票、南アフリカの Mxolisi Nkosi さん(国連ジュネーブ事務所南アフリカ常駐代表) 17 票であった。Zniber さんは直ちに議長に就任し、すでに 12 月 8 日に選出されている副議長 4 名に加わり、議長団を務める。Zniber さんは、2018 年から国連ジュネーブ事務所常駐代表を勤めており、それ以前は 2012 年 1 月から駐ドイツ大使、駐スロベニア大使(ウィーン在、2004 年 1 月～)、駐スロバキア大使(同、2003 年 8 月～)、駐オーストリア大使(2003 年 4 月～)を歴任している。新議長は、「普遍的に認められた人権の促進・尊重・保障という、非常に需要で基本的な我々共通の活動の要求に応えることが我々の任務である」と述べている。

先住民族に関わる活動の報告書

2024/01/11

国連人権高等弁務官事務所

先住民族権利宣言の促進・尊重・適用に関わる、人権高等弁務官の報告書(A/HRC/54/39)が公表された。報告書は人権理事会決議 51/18 に従って提出されたものであり、人権機関・メカニズムにおける進展と人権高等弁務官事務所の本部・現地事務所での活動に関する情報、また、国際人権条約の規定の実施に関する情報も含んでいる。2022年6月1日～2023年5月31日までを対象としている。国連公用語の全文は以下のとおり。
<https://undocs.org/Home/Mobile?FinalSymbol=A%2FHRC%2F54%2F39&Language=E&DeviceType=Desktop&LangRequested=False>.

子どもの権利委員会開催の予定

2024/01/11

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会が1月15日～2月2日に開催される。この会期では、コンゴ共和国、ブルガリア、セネガル、ロシア、リトアニア、南アフリカの状況が審査される。これら6か国を含む子どもの権利条約の締約国(現在196か国)は、条約、選択議定書、委員会の前回の勧告の実施状況について、18名の独立の国際的専門家から成る委員会により、定期的な審査を受けなければならない。セネガルは、子どもの売買等と武力紛争における子どもの関与に関する2つの選択議定書の実施状況に関する第1次報告書も提出している。委員会はすでに各国の報告書とNGOの情報を受理しており、公開の対話で6か国の代表と広範な問題を討議する。公開の会合は、認定を受けた報道機関に公開され、インターネット中継される(UN Web TV)。

アジア太平洋におけるアフリカ系の人々

2024/01/15

国連人権高等弁務官事務所

アフリカ系の人々のための国際の10年に関するアジア太平洋地域会議で、人権高等弁務官が発言した。内容は以下のとおり。この会議は、アフリカ系の人々の一層の理解・正義・開発に向けた政府その他アクターによる具体的・実践的措置と、国内・地域・国際協力の強化について討議する機会である。第一にあなた方に検討してもらいたいことは、人種差別撤廃条約の批准と完全実施である。そして、包括的差別禁止法の採択・適用、人種別データの収集であり、これら活動へのアフリカ系の人々自身の参加の確保である。また、アフリカ系の人々の地域や国の政治的・文化的・知的側面等での功績をより高く評価するよう求めたい。今年が国際の10年の最終年であるが、来年以降も理解・正義・開発に向けた努力は不可欠である。あなた方にはアフリカ系の人々の人権に関する国連宣言の起草と、人種差別撤廃条約の補完基準の作成に向けて尽力してもらいたい。

UPR 作業部会開催の予定

2024/01/17

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の普遍的定期審査 (UPR) 作業部会第 45 会期が 1 月 22 日～2 月 2 日に開催される。この会期で審査を受けるのは、サウジアラビア、セネガル、中国、ナイジェリア、モーリシャス、メキシコ、ヨルダン、マレーシア、中央アフリカ、モナコ、ベリーズ、チャド、コンゴ共和国、マルタの 14 か国である。UPR は、国連の全ての加盟国が人権状況について 4 年半毎に受ける相互審査である。審査する作業部会は、全理事国と参加を希望する加盟国・オブザーバーで構成される。審査対象国の高官は、特に前回の UPR 以降の人権義務・誓約の履行努力を説明する。各国と作業部会との相互対話は 3 時間半行われ、さらに 30 分間で各国による勧告を含む報告書が採択される。審査の基礎とされるのは、各国の報告書、国連機関等による情報、NGO・国内人権機関・人権擁護者・研究機関・地域機関等から提出された情報の要約である。

人権と 2030 アジェンダに関する人権理事会会合

2024/01/18

国連人権高等弁務官事務所

人権と 2030 アジェンダに関する人権理事会会合が開かれ、人権高等弁務官が発言した。内容は以下のとおり。パンデミックをきっかけに各国はさらなる債務に陥り、発展途上国が最大の負担を負い、また、世界で税の乱用が横行している。事務総長は時代遅れの国際金融制度の抜本的見直しを繰り返し求めているが、この見直しには、人権の価値と保護を注入することが不可欠である。具体的な行動として以下を提案したい。①SDGs を軌道に乗せるための大規模な資金投入、②国際金融制度ガバナンスの緊急改革による経済の枠組みの転換、③債務負担への対処と、人権を考慮した持続不可能な国債の再編、④人権を一層反映させた、民間債権者を含めた責任ある貸借原則の更新、⑤より公平で包摂的なものにするための世界的税制度の再構築、⑥各国政府が国内で運用できる資源を増やすための世界税制の改革、である。

ハンセン病に関する共同声明

2024/01/25

国連人権高等弁務官事務所

世界ハンセン病の日を前に、国連の人権専門家が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。毎年世界中で 20 万人を超えるハンセン病患者が新たに発生し、過去・現在の罹患により推定 200 万人に 1 人が目に見える回復不可能な障がいを負っている。早期発見、アクセス可能な無料の治療、治療中・治療後の継続的フォローアップ、リハビリ、コミュニティへの有意義な参加を促進するための積極的同行など、人権に基づく支援・介護制度の確立が必要である。そして、国際人権法・基準で定められた権利・原則に従って、介護制度において介護者・介護労働者・被介護者の尊厳と自律が尊重・促進されるよう確保することが重要である。さらに、介護制度の実施では罹患者の様々な状況が考慮されなければならない。加えて、SDGs における支援・介護の経済性に関する討議では、罹患者・人権擁護者・市民社会組織の権利が含まれるよう求める。

女性差別撤廃委員会開催の予定

2024/01/25

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会が1月29日～2月16日に開催される。この会期では、ニジェール、タジキスタン、イタリア、トルクメニスタン、ギリシャ、オマーン、ジブチ、中央アフリカの状況が審査される。これら8か国を含む女性差別撤廃条約の締約国(現在189か国)は、条約の実施状況について、23名の独立の国際的な専門家から成る委員会による定期的な審査を受けなければならない。委員会は、各国の報告書と国内人権機関・NGOその他からの提出物を受理しており、公の会合で8か国における女性の権利とジェンダー平等の状況を審査する。公開の会合は認定を受けた報道機関に公開され、インターネット中継される(UN Web TV)。

強制的・非自発的失踪作業部会開催の予定

2024/01/26

国連人権高等弁務官事務所

強制的・非自発的失踪作業部会第 132 会期が 1 月 29 日～2 月 2 日に開催され、36 か国に関わる 2,190 件の失踪ケース、4 つの非国家アクターによる強制失踪同然のケースが検討される。5 名の独立の専門家から成る作業部会は、失踪者の親族、政府代表、市民社会グループその他と会合し、個々のケースと強制失踪に関わる構造的問題・課題について意見交換を行う。また、強制失踪宣言の実施における障壁に関して受理している申し立て、すなわち、退行的な法・実行や、移住者・難民・庇護希望者の強制失踪ケースへの不対処についても検討を行う。さらに、2024 年 9 月の人権理事会に提出予定の各国訪問の報告書やテーマ別報告書についても討議を行う。加えて、「土地・領土・天然資源の保全における強制失踪」に関する調査、「短期間の強制失踪」に関する強制失踪委員会との共同声明等、今後のテーマ別活動や協力計画についても討議する予定である。

ホロコースト犠牲者を想起する国際デー

2024/01/27

国連人権高等弁務官事務所

ホロコースト犠牲者を想起する国際デーにあたり、人権高等弁務官が声明を公表した。内容は以下のとおり。ホロコーストの犯罪の防止方法への答えを追求することは我々の責務である。この活動の一部として、そしてジェノサイド否認に対して、ホロコーストの正確な歴史知識を確保することが必要不可欠である。多くのサバイバーの並外れた勇気と彼らが我々に伝えてきた重要な教訓に敬意を表し、彼らの回復力に感服する。彼らの人間性と無私
の証言に心から感謝する。ホロコーストの恐怖から、75年前にジェノサイド条約と世界人権宣言が、そして欧州人権条約その他多くの条約が採択されることになった。これらは永久に維持されるべき原則と価値である。反ユダヤ主義、全ての人種主義、人種的・宗教的差別は許されない。我々は今日もそして永遠に、非人間性に対して立ち向かわなければならない。無関心の克服、他者の理解・共感の強化のために活動しなければならない。

女性差別撤廃委員会第 87 会期開幕

2024/01/29

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 87 会期が開幕した。今会期では、中央アフリカ、ジブチ、ギリシャ、イタリア、ニジェール、オマーン、タジキスタン、トルクメニスタンの報告書が審査される。開会の挨拶の中で人権高等弁務官事務所の代表は、世界人権宣言 75 周年のハイレベル・イベントで各国が行った 157 の誓約のうち、女性の権利とジェンダー平等に対するものが 56 と最大を占めたと紹介し、本委員会は条約締約国との建設的な対話、そして現在準備中の意思決定制度への女性の平等・包摂的な代表に関する一般勧告 40 号を通じて、これらの誓約を具体的な行動に移すことに貢献するであろうと述べた。女性差別撤廃条約の締約国は 189 か国、条約 20 条 1 項(会合期間)の改正受諾国は 81 か国(改正には 126 か国が必要)、選択議定書締約国は 115 か国、前会期以降の変更はみられない。今会期は 2 月 16 日まで開催される。公開の会合には UN Web TV でアクセスすることができる。

人権高等弁務官 2024 年アピール

2024/01/30

国連人権高等弁務官事務所

人権高等弁務官が 2024 年アピールを行った。内容は以下のとおり。これまで以上に、世界を救うための決意を新たにする必要がある。我々の今後 4 年間の活動を導くのは、引き続き次の 6 つの柱である。①参加の促進、②差別との闘い、③平和・安全保障への人権の組み込み、④人権を発展の中核に据えることの確保、⑤説明責任の強化、⑥人権エコシステムの支援強化、である。我々は、人権の世界的なムーブメントを再活性化すること、包摂と平等を促進すること、人権侵害・紛争・人道的災害を防止・緩和するために防止・早期警戒システムを強化すること、人権に基づく経済の概念を推進すること、人権に基づく環境行動の促進を継続すること、世界のデジタル技術の健全・効果的なガバナンスへの迅速な移行を促進することを決意している。これら全てを達成するためには、将来に適した人権高等弁務官事務所でなければならない。